

「取引所為替証拠金取引に関する約款」の一部改正について

下線部変更
(平成26年4月1日)

現 行	変 更 案
<p>第1条～第20条 (省 略)</p> <p>第21条 (取引の制限等)</p> <p>(省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(以下省略)</p> <p>附則</p> <p>本規定は、<u>平成25年3月11日</u>より施行する。</p>	<p>第1条～第20条 (現行通り)</p> <p>第21条 (取引の制限等)</p> <p>(現行通り)</p> <p>2 取引経験、資産状況に照らして過大な取引と判断した場合は、お客様に連絡のうえ、新規建玉を制限する場合があります。</p> <p>(以下現行通り)</p> <p>附則</p> <p>本規定は、<u>平成26年4月1日</u>より施行する。</p>